

就学援助（入学準備金）制度のお知らせ



入学準備金とは？

令和8年4月に鹿沼市立の小学校に入学されるお子様がいるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方へ、入学前に入学準備金（57,060円）を支給する制度です。
（小学校入学者がいる全世帯にお知らせしているため、この封書が届いても必ず該当になるとは限りません。）

対象となる方

次の要件1のすべて、かつ、要件2①、②、③のうちのいずれかに該当する方

要件1

すべて当てはまる方

- ✓ 鹿沼市に居住している方（住民票がある方）
- ✓ お子様が令和8年4月に鹿沼市立の小学校に入学予定の方



要件2

どれかに当てはまる方

- ① ひとり親家庭などで、「ひとり親家庭医療費」もしくは「児童扶養手当」を受けている世帯（申請時にいずれかの証書のコピーを提出していただきます）
- ② 同一世帯全員の前年（令和6年中）の総所得が基準以下※に該当する世帯
→世帯員に未申告の方がいる場合、審査できません。
- ③ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯

※モデル世帯（援助を受けるための所得の目安）

世帯人数	2人世帯	3人世帯		4人世帯
世帯構成	大人1人 新入学生1人	大人1人 新入学生1人 未就学児1人	大人2人 新入学生1人	大人2人 小学生1人 新入学生1人
前年中の世帯全員の総所得金額	165万円程度	200万円程度	220万円程度	280万円程度

★ あくまで目安であり、世帯構成や年齢などによって各家庭で異なります。



注意

次のいずれかに該当する場合は、入学準備金の支給対象にはなりません。

- ① 令和8年3月末日以前に鹿沼市外に転出する場合
- ② 令和8年4月に鹿沼市立の小学校に入学しない場合（国立・県立・私立は学校所在地が鹿沼市であっても対象外）
- ③ 生活保護に認定されている場合

※上記に該当し入学準備金の支給を受けた場合は、支給された入学準備金を返還していただくことになります。

申請方法は裏面をご覧ください。



申請方法

申請書に必要事項を記入し、下記の**申請に必要なもの**を持参、または郵送にてご提出ください。

申請に必要なもの ※コピーは必ずご準備してきてください。

①令和7年度就学援助（入学準備金）受給申請書

☆記入例を参考にご記入ください。

☆令和7年1月1日時点の住民票所在地が鹿沼市外の方は別途同意書の提出が必要です。

申請の際に、印鑑（シャチハタ不可）をご持参の上、お申し出ください。

②「ひとり親家庭医療費受給資格者証」または「児童扶養手当証書」のコピー☆該当者のみ

③振込先（金融機関、支店、口座番号、名義等）が確認できるもの※のコピー（保護者名義の口座）

※通帳、口座番号確認書、スマートフォン画面のスクリーンショット等

提出先

鹿沼市教育委員会事務局 学校教育課

(〒322-0064 鹿沼市文化橋町 1982-18 鹿沼市民情報センター4階)

受付期間

令和8年1月7日（水）～令和8年1月30日（金）（土日、祝日除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は1月30日必着です。期限を過ぎてしまうと、申請を受け付けられません。



もし提出期限を過ぎてしまったら…

4月に学校で通常の「就学援助制度（給食費や学用品費等の支給制度）」を申請し、認定となれば、入学後に「新入学学用品費」として同額が支給されます。

認定結果・支給について

◆結果通知 令和8年2月中旬以降に郵送でお知らせします。

◆支給時期 令和8年2月下旬～3月頃（保護者記載の口座に振込）

その他注意事項 必ず目を通してください！

(1) 支給後に申請内容に虚偽があった場合、または、認定要件に当てはまらなくなった場合は認定が取り消しになり、受給した入学準備金を返還していただきます。

(2) 入学後の通常の就学援助（学校に入学してからの、給食費や学用品費などの支援）を希望する場合は、入学後に新たに申請が必要です。

(3) 通常の就学援助制度は、入学後に改めて審査を行います。審査する際の基準となる所得の年度が変わるために、入学準備金の支給を受けた方でも通常の就学援助制度の認定にならない場合があります。

●お問い合わせ先●

鹿沼市教育委員会事務局

学校教育課 学校教育係

電話：0289-63-2239

